

共同防除農薬散布受託要領

高品質な農作物の安定生産を図るため、産業用無人ヘリコプター（以下「無人ヘリコプター」という。）を用いた防除を計画する実施団体長の委任に基づき請負防除を受託する。

1. 散布面積

協会の受託面積は、散布受託者の稼働可能機体数・操作要員・散布適期等を勘案の上決定する。無人ヘリコプターによる1回の散布面積は、機体の効率的運用の面から20ha程度の集団とする。ただし、集団とは1区画5ha以上の集合体とする。

散布面積は対象作物の作付面積とし、確実な面積把握を行う。

2. 散布日程および体制

散布日程および体制については、病虫害の防除適期を勘案して計画調整を行う。

3. 散布条件

散布上の障害物がなく、原則として圃場整備田であること。また、周辺への飛散が懸念される地域については、除外地を設ける等、実施団体が責任を持って確定する。

なお、防除業者の故意、過失以外の飛散による被害や損害については、実施団体において責任を負うものとする。

4. 使用薬剤

散布使用薬剤は県病虫害雑草防除基準内の農薬で、残留基準等リスクの低い薬剤を実施団体が選定し、決定するものとする。

5. 散布作業

散布は受託者が行い、散布作業は1機当たり下記の人員にて行う。

【散布受託者】

責任者および操縦士	2～3名(派遣)
-----------	----------

【実施団体】

総括責任者(兼、燃料補給、各種記録等)	1名
農薬係(農薬の調合、積み込み等)	2～3名
旗振係	1名
安全対策員(各種安全対策、交通整理)	数名(必要に応じて)

6. 散布作業料金等

- ① 散布作業料金は別に定める。但し、散布上の障害物等が多く、散布効率の悪い場合は、別に定める基準により追加料金を徴収することができる。
- ② 協会事務負担金 実施面積10a当たり 2円(非課税)
- ③ 代金の決済等については覚書により行う。

7. 委託防除申請書の提出

無人ヘリコプターによる委託防除を計画する実施団体は、別紙様式1により、当該年度に通知する提出期限までに、該当地域の地図を添付のうえ(社)滋賀県植物防疫協会まで期限厳守で報告するものとする。

原則として、申請書が期限までに提出されない実施団体の無人ヘリコプター防除は、受託できないものとする。

8. その他確認事項

- ① 提出地図については、散布地域及び除外地域(対象外作物等)、障害物や一筆ごとの面積等を明記した散布作業地図であること。
- ② 提出された散布作業地図に基づいて、必ず防除業者立会の上、散布地域の事前確認を実施する。
- ③ 散布地域に隣接する散布対象外作物等の状況に応じて、被覆等の防護措置を講じて飛散防止対策を実施団体が行う。
- ④ 農薬散布を実施するにあたり、周辺地域への広報活動は、実施団体が責任を持って行う。なお、日程変更の場合も同様とする。
- ⑤ 事前に最寄りの警察署に、実施に関する通知を別紙様式により行う。

9. 施行日

- ① この要領は平成6年2月18日から施行する。
- ② 平成10年 2月24日一部改正
- ③ 平成13年 3月14日一部改正
- ④ 平成15年11月12日一部改正
- ⑤ 平成17年10月31日一部改正
- ⑥ 平成18年 6月29日一部改正
- ⑦ 平成24年 3月 1日一部改正